

○総務省告示第五百三十八号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第一項の表七十二の項を次のように改める。

七十二 削除

削除

別表第四十八を次のように改める。

別表第四十八 削除